



なすしおばら

令和6(2024)年12月20日号

消費者だより 第50号

●発行 那須塩原市交通防犯課 (☎0287-62-7126) Email koutsuu-bouhan@city.nasushiobara.tochigi.jp

定期購入のトラブルにご注意ください

～初回購入〇〇円を謳う定期購入の際は購入条件をよく確認しましょう～



メール QR コード

定期購入のトラブルに関する相談が数多く寄せられています。

「初回購入〇〇円」といった内容の魅力的な SNS の広告から購入に進み、一回だけ購入したと思っていたら、商品がまた届き定期購入になっていたため、解約しようとしたが解約金が必要である場合や解約が難しい場合もあります。

○トラブルに遭わないためのポイント

- ・最終確認画面をしっかりと確認しましょう。
- ・定期購入が条件となっていないか注意事項をよく確認しましょう。
- ・解約方法について条件等をよく確認しましょう。
- ・クーポン等を利用すると条件が変わる場合があるので気を付けましょう。
- ・不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、消費生活センター等に相談してください



那須塩原市消費生活センター ☎0287-63-7900

年末年始の時期、お財布のひもが緩む時期なため不必要な契約はしないようにしましょう！

那須塩原市「消費生活展」

2月16日(日)開催!!

消費生活展を、まちなか交流センターくるるにて開催します。

昨年度は「消費生活と環境展」として行っていましたが、今年度は、消費生活をメインテーマに「消費生活展」としてリニューアルします。講演会や出展ブースを通して消費生活問題の啓発や親子で楽しめる体験コーナーを実施する予定です。

詳細は、市ホームページにて随時公開していきます。是非、お越しください！

○日 時：2月16日(日) 午前10時～午後3時

○場 所：まちなか交流センターくるる(本町6-32)

※催し物の内容は変更することがあります

消費者講座

「相続の基礎知識を学ぼう！」 を開催しました

消費生活に役立つ情報をお届けする「消費者講座」を、12月10日（火）に市役所本庁舎にて那須塩原市消費生活推進連絡会との共催で開催しました。

今回は、「相続の基礎知識を学ぼう！」をテーマに、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部の司法書士 竹田知史様を講師にお招きして、相続の基礎知識として法律関係や終活等についてご講演をいただきました。

実際にあった話なども踏まえながら具体的にお話をしていただき、私たちが普段通り生活していると、相続が発生した時に必要な情報がまったく足りていないということがわかりました。

参加者の皆様からは「相続について考えるきっかけになった」、「具体例もありわかりやすかった」等の感想をいただきました。



▲講座の様子



悪質な訪問業者にご注意を



突然、ご自宅に訪問し「屋根が壊れている。」等と言い無料で点検作業などを行おうとする悪質商法があります。

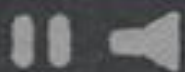
屋根が壊れていなくても、「修理が必要である。」と伝えられ高額な請求をしてくる場合があります。

不安に思った際には、玄関などをむやみに開けず対応をしないようにしましょう。

また、そういった訪問の目的は悪質商法だけでなく個人情報などを聞き出し、今後の強盗などの下調べを行っている場合も考えられます。

むやみに、個人情報は伝えないようにしましょう。

不審に思ったら近くの警察や消費生活センター、家族などに相談しましょう。



1:35 / 3:40

